

高齢者虐待防止の為の指針

1 施設の基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴力を加えること。
- (2) ネグレクト：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または拒絶的な反応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会その他 施設内の組織に関する事項について

・当施設では虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を組成します。

本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、以下に定める職員を虐待防止に関する措置を適切に実行する為の担当者とする。

施設長（委員長） 事務長 課長 看護師 各生活相談員（特養/ケアハウス/デイ） サービス提供責任者 居宅管理者 ケアマネージャー（施設/居宅）

・身体拘束適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業等と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。基本的には運営会議時 身体拘束・事故防止とともに開催する。

- ・会議の実施にあたっては、テレビ会議のシステムを用いる場合がある。
- ・虐待防止検討委員会は1回/月また、必要な都度、運営責任者や該当サービスの職員が

招集する。

・虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定める。

具体的には次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止の為の指針の整備に関すること。
- ③ 虐待防止の為の職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待について職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待が発生した場合 その原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は虐待の防止に関する基本的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

- 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- 早期発見・事実確認と報告の手順
- 発生した場合の改善策

- ・研修は年2回以上実施する。
- ・新規採用時は必ず虐待の防止の為の研修を実施する。
- ・研修の内容は資料、概要、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

・虐待等が発生した場合には速やかに市町村に市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

・緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ・職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。担当者本人が虐待者であった場合は他の上席者等に報告相談する。
- ・担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合、他の上席者が担当者を代行します。また 必要に応じ関係者から事情を確認する。これら確認経緯は、時系列で概要を整理する。
- ・事実確認の結果 虐待等の事象が事実である場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ・上記対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ・事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ・施設内で虐待の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- ・必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告する。

6 成年後見人制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見人制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。

- ・苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- ・対応の流れは上述の 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項によるものとする。
- ・苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者はいつでも本指針を閲覧することができる。また当施設 HP においていつでも閲覧することが可能な状態とする。

9 その他虐待の防止の推進の為に必要な事項

3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則 この指針は 令和3年 7月 1日より施行する。